

様々な行政サービスの中で、そのサービスを利用する人が利益を受けることにより、行政サービスの対価としてお支払いいただくものです。使用料は、スポーツセンターやパークゴルフ場、町民会館など公の施設を利用する対価として利用者が支払うものであり、手数料は、住民票や各種証明書の交付、一般ごみの処理にかかる費用などがあります。

### 料金改定の考え方

使用料・手数料は「行政サービスの対価」であることから、定期的な見直しを行いながら料金体系を精査し、受益者（サービスを受ける方）負担の公平を図る必要があります。そのため町では基準を設け、料金改定を4年おきに実施していますが、成31年度の改定以来、コロナ禍における住民生活への影響を考慮し、料金を据え置いている状況にありました。しかしながら、コロナ禍からのさらなる物価高騰を受け、各施設維持費等が上昇していることにより設定基準に基づいた見直しを行い、利用

### 使用料・手数料とは

者への適切な負担を求めるることで町民負担の公平性を確保することとしました。

### 料金を改定しないことによる影響

公共施設の維持管理、老朽化による建て替えをするためには費用がかかります。その費用は利用者が支払う使用料だけでは賄うことができないため、不足する分は税金で賄われています。安定的に使用料（維持管理に充てられる費用）を確保することにより、快適で安心安全な利用環境を維持することができますが、今後も施設の維持管理費の増加が見込まれますので、料金を上げなければ施設の維持管理が困難になるほか、行政サービスの低下を招くことも考えられます。また、料金を据え置いたまま施設を維持しようとした場合、施設を利用しない方の負担（税金による負担）が増加してしまうことから、不公平が生じないよう、料金を改定する必要があります。



Q: 使用料や手数料は、安い方が利用者にとっていいのでは？

A: 利用者からみれば、支払う使用料や手数料が安い方が喜ばしいことですが、使用料や手数料が安い場合、不足分は税金で賄うことになってしまい、サービスを利用されない方が費用を負担することになります。そのため、適正な料金を設定する必要があります。

Q: 改定後の料金が知りたいときは？

A: 各施設の掲示、町HPでご確認ください。



問 財務課 財務G 77-6530



4月1日から

# 使用料・手数料が改定となります

町では、公共施設の使用料や各種手数料を約8年ぶりに見直し、4月1日から改定します。料金改定を行う主なものは、次のとおりです。

### 料金改定の対象となる使用料・手数料

#### 使用料

- ・移住体験住宅
- ・コミュニティセンター
- ・みらい農業センター市民農園
- ・道路占用
- ・河川占用
- ・町民会館
- ・スポーツセンター、トレーニングセンター
- ・あさひ体育センター
- ・テニスコート
- ・B&G海洋センター
- ・リリー山スキー場
- ・ソフトボール場
- ・サニーセンター
- ・野球場
- ・陸上競技場
- ・少年野球場
- ・あさひ多目的広場
- ・パークゴルフ場
- ・マナビティーセンター
- ・学校開放
- ・博物館
- ・水道給水加入者負担



#### 手数料

- ・白黒複写、カラー複写、A3判よりも大きな印刷物
- ・国保病院普通診断書
- ・し尿の収集・処分
- ・直接搬入ごみ処理